

半田市下水道使用料審議会（第4回）議事録

開催日時	令和3年1月8日（金）	19時00分～21時00分
開催場所	半田市役所 大会議室	
会議次第	1 議事 使用料体系について（基本使用料・従量使用料） 2 その他 答申について	
出席委員	（会長） 千頭 聡 （委員） 鈴木識都、沢田勉、高木淳、小栗利朗、木村祥雄、戸田愛、中村和也、大坪成生、竹内政男 ※敬称略	
出席職員	水道部長（村瀬浩之）	
事務局	下水道課長（森下雅仁）、副主幹（榊原崇）、主査（加藤勇人、加古浩資）	
次 第	議 事 概 要	
・ 使用料体系について ・ 答申について	<p>■資料による説明 （事務局）</p> <p>1. 改定の概要について</p> <p>【改定目安額】 137 円/m³（令和4年度） 令和7年度目標（経費回収率100%相当額）を見据えた段階的改定</p> <p>【平均改定率】 +18.5% 【経費回収率】 91.3%（令和4年度見込み）</p> <p>2. 試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴を具体化した4パターンの試算を用いて説明 ・2パターンの事務局案を説明 <p>■質疑応答 （委員）</p> <p>・社会状況が変化し、世帯人員の減少や節水機器の仕様から使用量の減少が続いています。さらに空き家などの増加から、下水道への接続はしているものの、下水道使用量につながらないケースも見られます。しかし、下水道事業は使用水量の多い少ないに関わらず、事業を継続していく必要があります。これらのことから、使用水量の多寡だけでなく、サービスを受けられる利用者全体にある程度の負担を求めることが公平であると考えられます。このため、基本使用料に固定費の40%を算入する案に賛同します。また、事務局案にありますように、基本使用料をしっかりと確保することで、経営基盤を強化することにも寄与することと考えられます。</p> <p>（委員）</p> <p>・使用料を上げることについてはやむを得ないと考えますが、コロナがいつ終息す</p>	

るか分からない状況であることから、その点を十分考慮して、市民に負担の少ない使用料改定としていただきたいと思います。

(委員)

・基本使用料に固定費の40%を算入すること、従量区分の基本部分を流域下水道維持管理負担金額とすることについては、令和7年度の改定までの考え方なのでしょうか。それとも、さらに先の令和10年度以降の改定時も視野に入れた考え方なのかを確認させて下さい。

(事務局)

・基本的には、今後の使用料改定においてもこの考え方を根拠としていきたいと考えています。

(委員)

・今後もこの考えを視野に入れた使用料改定をするのであれば、使用者の動向がどのように推移していくのかについて考えざるを得ないと思います。資料②によりますと、従量区分の構成比は、10 m³までが令和4年から令和6年では46.6%、令和7年から令和9年では47.7%と増加しています。11 m³から20 m³までの区分は横ばいですが、それより多い区分は減少しています。ということは、10 m³以下の区分を上げていかないと経営が成り立たないということではないでしょうか。しかし、⑤案と⑥案の両方とも令和7年から令和9年においても10 m³以下の単価が60円/m³で変わらないことになっています。令和7年から使用料を再度上げるといっているのに、これから増えていくこの区分のみを上げないということは、他の区分の使用者にその上げない分を負担していただくこととなりますので、⑤案、⑥案については、反対です。①案のように比率で考えれば、10 m³以下の単価は60円/m³から65円/m³にきちんと上がってきますので、どの区分も同じ増減率で上げていくことが公平ではないかと考えます。多く使う人がいることによって、それだけ維持管理コスト、建設費についても多くかることとなりますので、沢山使っている人に対しても同率とし、10 m³区分も改定率に応じて上げるべきだと思います。事務局は、しきりに基本使用料を上げることで経営基盤を強化するといっていますが、①案であっても基本使用料は550円となり、現行からきちんと上がっています。これは固定費だけですと、30%以上きちんと組み入れていることとなり、決しておかしなことはなく、妥当性もあると判断できます。また、⑥案については、大量区分の増減率が一桁しかありません。これでは少量使用者に負荷がいくということです。結果の妥当性からいっても①案がよいと考えます。

(会長)

・どの案がいいのかは、後で議論していきますが、まずは10 m³以下の区分について、事務局の考え方を説明して下さい。

(事務局)

・10 m³までの区分につきましては、全ての使用者が通る区分です。つまり、10 m³以

上使用する方に対しても掛っていきますので、従量使用料の基礎部分として算定根拠を流域下水道維持管理負担金相当額としたいと考えました。また、公平性の考え方としましては、同率なのか同額なのか、あるいは1 m³当たりの増加額なのか、様々な考え方がございます。事務局としましては、1 m³当たりの負担増の平準化が公平であると考え、⑥案を提示させていただきました。

(委員)

・バランス感覚で考えますと⑥案で納得し、この案が妥当であると思います。

(委員)

・基本使用料を上げていくことについては、賛成します。裾野を広くし、経営を安定させていくことが大切であると思います。どこをどうやって上げていくかについてですが、生活する者にとっては、あまり使用料が上がるとつらいところがあります。そこで、大口使用者はどのようなところが多いのかを質問させていただいたところ、病院や官公庁が多いとのことでした。もし、利益を目的とした工場などが多ければ、そこががんばっていただくことになってしまいますが、官公庁が多いのであれば、少し話が違ってくるのではないかと思います。大量使用者に対して、今のコロナの状況下では、あまり負担をかけるのも厳しいかと思しますので、その点からも⑥案が妥当であると考えます。

(委員)

・バランスで判断していきますと、1 m³当たりの負担増の平準化に配慮した、⑥案が妥当であると考えます。

(委員)

・⑥案ぐらいしか手がないのかなというのが本音です。基本使用料が上がりますので、一番少ない区分の方に、あまり負担をかけてはいけないというところで、10 m³までの区分は10 円/m³の値上げに留めたのではないかと自分なりに解釈しました。沢山使う方は、自前で水処理施設を造ってしまい、下水道を使用しないケースもありうるので、そうなる結果的に、少ない区分の方に負担がいてしまいます。その辺りのバランスも考えますと、これぐらいの値上げでなければ社会的に通らないのではないかと思います。

(委員)

・負担の公平感と皆さんがどの辺りでご納得していただけるかという観点から考えてみました。改訂の目安額を137 円/m³、最終には150 円/m³を目指すのであれば、今回の改定はその半額である132 円/m³、改定率として14%とし、残りの半額は半田市が負担することとすれば、公平感があると思います。また、従量区分の単価につきましては、皆さんが同じ増加率となる同率での値上げに公平感があり、現行の従量区分単価にプラスすることで、納得していただけるのではないかと思います。よって、改訂目安額は132 円/m³又は133 円/m³とした上で、試算①案の考え方に賛成します。

(委員)

・⑥案がバランスよく改訂されていると評価しています。そもそも現況の基本使用料は450円とかなり安く、県内の他市の平均が700円程度、半田市の上水道でも口径20mmでは710円とっていますので、ここを増やすことは評価できます。一方で、10m³までを10円/m³の値上げで抑えているところは、低所得者に配慮しており、ここも評価できると思います。それ以上の区分では、15円/m³、20円/m³の値上げとしており、その点から非常にバランスよく試算されていると思います⑥案がいいと考えます。

(委員)

・固定費は、使っても使わなくても掛かってくるコストなので、本来は全額を基本使用料として回収するべきところですが、そうすると高額になってしまいます。そうとは言い、基本使用料をある程度確保していくという意味で、固定費の40%を算入とすることについては賛成です。⑥案の10m³区分単価が令和4年～令和6年から令和7年～令和9年で上がっていないことについて先ほどご指摘がありました。経済情勢なども変化していきますので、次回の改定時にも、ここを据え置くということをお前提として話を進めるのではなく、必ずここも見直していただくという形で進めていただければいいと思います、今回は⑥案がベターではないかと考えます。

(会長)

・全体としては⑥案を押された方が多く、その理由としては、いろいろな意味でのバランスがとれているとの意見が多かったと思います。基本使用料については経営の安定という点で一定の値上げが必要であり、また、公平感というのは何でもってとるのか、これはお立場によって様々なとらえ方があり、同率が公平との考えもあれば、同額とすることを公平とする方がよいのではないかとこの意見もありました。また、下水道は装置産業でありますので、大量に使用する事業者がいることによって、固定費が上がります。しかし、現行でも累進制の使用料体系になっており、大口使用者に対して、既に考慮された使用料体系となっていますが、さらに同率という形により負担を求めるべきであるとの考えもありました。端的に言えば、⑥案がバランス的にいいのではないかとこの意見が多かったのですが、①案の同率値上げが公平ではないかという意見もあり、あるいは改訂目標額を半分とした132円/m³ぐらい、14%の値上げがよいのではないかとこの意見などもいただきました。

(委員)

・⑥案について、少量使用者に対して増加額が少なくよいとの発言がありました。資料①の月額使用料の欄を見て下さい。10m³しか使わない方は⑥案では1,200円、①案では1,150円となっており、むしろ①案の方が安く、やさしくなっています。一般家庭に近い20m³を比べますと、⑥案では2,250円、①案では2,200円となっており、こちらも①案の方が安いです。この20m³というのが一般家庭の基本ラインになってくるとお思いますので、一般家庭にとってどちらが安いのかだけを比較し

ても①案の方が優しいと言えます。また、資料⑤により少量使用者や一般家庭に該当する区分の調定件数を見ますと、令和元年度では10㎡までが約30%、11㎡から20㎡までが38.6%もあり、合わせると70%近くの方が20㎡までの使用者となります。この70%の人に対してどちらが優しいかといえば、①案の方が優しいのです。ただし、優しいかどうかだけで決めることではありませんが、むしろ、次回、次々回の改定のことを考えた場合、やはりこの多くの使用者がいる10㎡、20㎡の従量区分についても平均改定率で同様に上げていくことが妥当ではないかと考えます。皆さんのご意見を聞かせていただきましたが、私は①案を押ししたいと思います。

(会長)

・大口使用者のところ、同率値上げの場合は、負担額が増えてしまうという意見もいただき、①案の場合はそれが非常に大きくなるということがあります。それは、結局、誰がどう負担していくかということにかかっています。また、今回は10㎡以下の区分の考え方はこれでいいが、次回の改定の際には、従量区分ごとに調定件数がどれくらいあるかをにらみながら、必ずしも今回と同じ考え方で改定するのではなく、その時点で再検討されたらどうかというご提案もいただきました。

(委員)

・いろいろな意見がありましたが、皆さんの公平性の考え方の違いだと思います。現行の従量区分単価が違うという事実がありますので、同率としてご負担していただくことこそが公平となることにつきますと思います。

(会長)

・こういった審議会では、多数決をとって決定することは避けたいと思います。最終的には、我々が使用料を決めるわけではなく、あくまで市長に対して議論の結果、「基本的にはこのような考え方がいいのではないか」、しかし全員が100%同じ意見とは限りませんので、「こういう見方も大事ではないか」、「次回の改定の際にはこうすべきではないか」という意見も附した上で、市長に答申させていただきます。その結果、市長、議会がどう判断するかになります。結果的には、大多数の意見としてはこうだったけれども、こういったことも大事であるといったことを附した答申となるのではないかと思います。

(委員)

・先ほど⑥案はバランスがとれており、よいのではないかと発言をさせていただきました。これは事務局から本日の審議会の前に事前に説明をしていただいた際に感じた意見ですが、しっかり説明を受けないとこの⑥案は分かりにくいと思います。改めて考えますと、一般市民の皆さんがこれらの情報を受け取ったとき、一番分かりやすくシンプルで公平だと感じるのは、①案と感じました。どの案となるか分かりませんが、いずれにしても、説明の仕方が、重要なところだと思います。

(会長)

・市民には値上げの根拠、考え方を分かりやすく説明するということを答申の附帯

事項にきちんと付けたいと思います。

(委員)

・答申には、こうした料金表まで載せる必要があるのでしょうか。例えば従量単価として 10 m³まで、20 m³までを具体的にいくらとするのか、そこまでこの審議会で決め、答申するものでしょうか。もしそこまで行うのであれば、もっと突っ込んだ議論を何回もさせていただく必要があります。

(委員)

・使用料改定の答申では、料金表を載せるケースもありますし、載せないケースもあります。今回はコロナという特殊要因があったため、議論をする機会が少なかったこともあります。数字がそのまま載るということは、我々がどこまで責任を持たなければならないのかというところになりますので、そこは少し見せ方をご検討いただきたいと思います。

(事務局)

・答申では、137 円/m³という具体的な数字を上げるのか、それとも維持管理費と資本費の 75%とするような根拠、組み立て方による答申をするのか、あるいは、このような考え方でやるべきだ、というような方向性を答申するのをご審議いただければと思います。

(会長)

・金額のように具体的な数字ではなく、考え方などを載せる答申の仕方もあると受け取ってよいのですか。

(事務局)

・それで結構です。

(会長)

・⑥案がバランスのとれた案ではないかとの意見が多かったのですが、そのバランスの中身として、基本使用料と 10 m³までの算定根拠、あるいは値上げの仕方の根拠などの考え方を書いて答申するという書き方もあるということが事務局の意見でした。

(委員)

・⑥案の月額使用料の増減率は 10 m³区分では 33.3%、20 m³区分では 26.3%もあります。この数字を出すのであれば、とことん反対せざるを得ません。これでは少量使用者と一般使用者に負担をしわ寄せしたようにしか見えません。そんな数字までを料金表として載せることは、市民の代表としてここに来ている以上、妥協しにくいのです。ただし、今後の料金改定の考え方としてではなく、今回の改定に限定した考え方として、10 m³までを変動費、流域下水道維持管理負担金相当額とするのであればかまいません。しかし、今後の改定でもその考え方を踏襲すると言われてしまうとおかしいことですので、そこだけをずっと上げないというのは偏屈な改定となってしまいます。

(会長)

・全体としては⑥案の考え方が、今回の改定ではベストとは言わないが、バランスが取れているのではないかとというのが大多数のご意見のようですので、料金表を具体的ににつけないことを前提とした、⑥案に相当する考え方を答申することによってよろしいでしょうか。ただし、別の意見として、同率が公平ではないかというご意見などがあつたことも当然附していくことになります。

(委員)

・先ほど改定目安額を半分とする意見を言わせていただきましたが、これは一個人の考えですので、皆さんが別のお考えであれば、答申への記載の仕方を工夫していただきさえすれば、私の意見にはこだわりません。

(会長)

・それでは、今回の使用料改定については、⑥案で説明していただいた算定根拠、考え方を採用することが妥当ではないか、という基本的な部分については、了承していただいたこととさせていただきます。

・事務局の示していただいた答申案では、料金表まで載せた案となっています。再度確認させていただきますが、具体的な料金表を載せるのではなく、改定の根拠、考え方を示すこととすることにつきまして、事務局として今の考えをお話してください。

(事務局)

・使用料の改定に当たり、負担の公平性については、1 m³当たりの増加額の平準化としたい、基本使用料については、固定費の40%を算入としたい、10 m³以下の単価については、従量使用料の基本部分の単価として、流域下水道維持管理負担金 60 円/m³としたい。これが⑥案の根拠となりますので、この部分については答申に記載していただきたいと考えます。

(会長)

・今、説明のありました考え方の前段にあります、急激な値上げは避けなければならないため緩和措置をとる、固定費をきちんと賄えるだけの使用料を目指すべきである、といった前提についても書かなければなりません。その上で、負担の公平性の観点については、1 m³当たりの負担増をできる限り均等にすること、基本使用料の考え方、従量使用区分 10 m³以下の考え方の3点を入れたらどうかということですが、他にどうでしょうか。

(委員)

・使用料の値上げはやむなしと理解しますが、それに加え企業側の努力をしていただきたいというお話もこれまでさせていただいてきました。できれば、今後どうやって経費を削減していくのかということをお示ししていただきたいと思えます。それを答申に載せるのであれば、広く使用者にもわかる形でお示しいただきたいと思えます。

(委員)

・審議会からの答申後、議員の理解も必要ですが、問題なのは市民の皆さんにご理解をいただいてからでないとい値上げに踏み切れません。そこで、この審議会の答申がどの程度のものになるのでしょうか。

(会長)

・審議会の役割は、行政の所属機関であり、意思決定機関ではありません。市長が施策等を判断するために参考となる意見を出すことが我々の仕事です。この審議会での議論を市長が受け止めるのか、あるいは違う考えをお持になるのかは分かりませんが、いずれにしても我々には拘束力はありません。市民の皆さんの中には、審議会は全てを決められると思っている方もいるようですが、決してそうではありません。

(委員)

・経費削減についても必要なことですので、しっかりとした説明を加えていただきたいと思います。

(会長)

・市民の皆さんにお伝えする時に、単に値上げしますでは納得していただけないと思います。従前に企業としてどう経費削減の努力をしてきたか、これからもどのように努力していくのかということは、当然、附していかなければならないことだと思います。企業努力の点について事務局から示していただければ、審議する立場としても、より納得できる答申ができるのではないかと思います。

(事務局)

・経費削減のことにつきましては、もちろん市民の皆さんに分かりやすく説明しなければならぬと考えています。例えば、企業債の借り換えで過去に6億円ほどの返済額の削減をしており、また、衣浦西部浄化センターで建設している汚泥処理施設の共同化においては、建設費及び今後の維持管理コストの大幅な縮減が見込まれています。その他では、お客様サービスセンターへ委託していることにより高い収納率となっていること、下水道施設の長寿命化を図り法定耐用年数で改修するのではなく、長く使っていくことで更新費用の平準化・削減をしていくこと、職員数についても減らしていくこと、細かい所ですが、マンホールポンプの監視装置をクラウド化することなど、経費削減に努めております。これらのことをしっかり伝えられるようにしたいと考えています。

(会長)

・いくら削減したかのか詳細な金額まで書く必要はありませんが、少なくとも大事ないくつかの項目については、資料として出していただくことにより、広く市民の方にお伝えすることができますので、ご検討して下さい。

(委員)

・経営努力における人件費の削減、流域下水道維持管理負担金の削減などは、既に経営戦略の中で触れられていることです。ということは、この部分は、既定路線の中で努力をやりますといっているだけのことです。また、経費回収率については、このコ

ロナの現状においても 91%まで上げるようとしている訳ですから、さらなる経営努力をやっていただきたい。努力目標の数値までを求めるのかどうかは別として、この審議会において市民に値上げをお願いするには、経営戦略以上のさらなる経営努力を求めるということを答申に載せてもかまわないと思います。

(会長)

・経営努力については、この審議会の中で具体的な施策を出すことまではできませんが、我々としてはそのことについてしっかり求めなければいけないことをはっきりとさせたいと思います。

(委員)

・この審議会の中では難しいことが多かったため、私自身、下水道を使う側のスタンスとして説明を受けていたところもありました。その中で、コロナの関係で簡単には値上げを行うべきではないということを強く書いた方がいいと思いました。また、平成9年に改定して以来20年間改定していませんが、普通どんな料金でも、4・5年ごとに改定されることが常識ですので、その点についても書かないと支持されないのではないかと思います。また、基本使用料と従量単価のバランスの考え方をしっかり書くことが必要だと思いました。その他では、外部からのしっかりとした監査を受けないと、きちんと合理化されているかなど分からないとも思います。値上げについては賛成しましたが、これくらいなら皆さんが受け入れられるのではないかと、これが限界ではないかと、思いますので、これ以上の値上げにならないようお願いします。また、次回の改定のごことは、ここでやるべきことではなく、次回の人にまかせるべきであると考えます。

(会長)

・20年間改定されなかった過去のごことについては、この審議会に関係はしますが、そこを明確にすることは目的ではありません。答申案にありますように今後3年ごとにきちんと見直すことを明記することにしたいと思います。

(委員)

・コロナにより改定時期を慎重に判断すると言っていますが、この影響が長引く中、ごみ料金の値上げなど、他にも料金が上がっていくものがあります。会社を営んでいる者からしますと、雇用者を守るだけでも大変です。そのため、改定時期を慎重に判断することをもっと強く書いてもいいのではないかと思います。

(会長)

・今回、示していただきました答申案とは中身が随分変わってきますので、次回、修正した案を示していただいて、最終の答申文を決めたいと思います。また、コロナの状態がどうなるか、少なくとも劇的に改善されることは見通せない中で、状況がさらに悪くなった場合には審議会の開催をどうされるのか、いまの時点でお話できることはありますか。

(事務局)

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が発令されるような状況になってまいりましたので、本日いただきました意見を踏まえた答申案を事務局が早急に作成し、委員の皆さんへお示してご意見をいただき、そのご意見を基にさらに修正していく、といった作業を繰り返した上で次回は、書面における開催も視野に入れております。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの意見をいただいておりますので、私としては、できれば対面で審議会をもちたいと思いますが、必ずしも今回のような形で行うことができないかもしれません。これなら100%安全ということは誰も言えませんので、最悪のケースとして、文章ベースでやりとりをしていただいて、答申案を固めていくことを場合によってはせざるを得ないということになります。非常に心苦しいですが、その場合は、ご了解をお願いすることになります。最悪、1月28日に開催できなくても、その時点で答申内容の合意はとれているようにしなければなりませんので、事務局は時間もなく大変ですが、早急に対応をお願いします。 ・本日はこれで終了します。 <p style="text-align: right;">(終了)</p>
--	---

署名欄	会 長	千頭 聡
	下水道課長	森下 雅仁